

In sight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】

シーケンシャル・フロンティア株式会社

浅岡会計事務所 (http://www.asaoka-kaikei.com)

佐々木不動産鑑定士事務所

名古屋市中区正木四丁目8番12号ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134, 0578 FAX:052-683-0157

【発行日】平成18年4月1日

平成18年度 税制改正法案が成立！

3月27日、平成18年度税制改正法案が参議院本会議において法案通り、可決・成立しました。施行は4月1日です。

3月27日に成立した税制改正関連法案は、「所得税法等の一部を改正する等の法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」、および「地方交付税法等の一部を改正する法律案」。

民主党などの反対はあったものの、結局は与党の賛成多数で法案通りの可決となりました。定率減税の完全廃止などの重要な項目もあっただけに、もっと国民にも分かるような議論があっても良かったと思いますが、自民党税制調査会では既に来年度税制改正に関わる関係部会の要望項目のとりまとめを完了するなど、早くも話題は来年の税制改正に移っているようです。

なお、平成18年度税制改正における主な改正項目としては下記の項目があり、今年の4月1日より開始される事業年度において適用されるものも多いので、準備と注意が必要です。

【主な改正項目】

- ・一人役員法人の役員報酬不算入(No.9で紹介)
- ・役員給与の損金算入緩和
- ・同族会社留保金課税の抜本的見直し
- ・少額減価償却資産の300万円上限
- ・5000円未満の飲食費を交際費から除外 など

すでに一部については、本誌にてご紹介してきておりますが、次月号において、特集記事として詳細にご報告させて頂く予定です

CONTENTS

平成18年度

税制改正法案が成立!・・・P.1
新会社法改正による

チェックポイント・・・P.2

セミナーのご案内・・・P.3

今月の名言録・・・P.3

国民年金と個人年金の違い・・・P.4

定年制度改正のお知らせ・・・P.4

労働保険の年度更新・・・P.5

「公示地価」3大都市圏、

商業地が15年ぶりに上昇・・・P.6

投資信託最新情報

～注目が集まる「インド株投信」・・・P.7

事務所が移転します!・・・P.8



One Point

社員への高額な創業記念品の交付には注意を

トリノオリンピックの公式記念コインの予約受付けが、2月17日に締め切られました。販売されるのはイタリア政府が発行する50、20ユーロ金貨4種セット(27万3000円)と5、10ユーロ銀貨6種セット(6万3000円)の2種類。金貨と銀貨で表面のデザインが異なり、金貨には同市に存在する世界遺産、銀貨にはオリンピック種目が彫り込まれてます(裏面は共通の公式大会エンブレム)。

これら記念コインの日本国内での予約販売は好調だったようです。

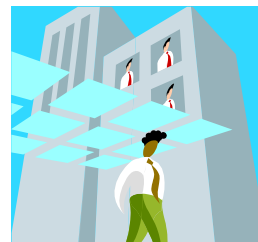
ところで、一般の会社においても、創業記念や新社屋落成時などに、取引先などに記念品を配る場合があります。税務上、「会社の何周年記念、新社屋記念等における宴会費用・交際費・記念品代等」については、基本として交際費として扱われます。たとえ、記念品に社名などを入れても広告宣伝費としては扱われません。

ただし、創業記念等にあたり、日頃の労をねぎらって従業員に記念品などを配った場合は、その記念品代が社会通念上相当の金額(概ね1万円)のものであれば、福利厚生費として処理できます。また、創業記念等においては元従業員に対しても記念品を配るケースもありますが、これについても、国税庁は「元従業員にいわば一律に支給される創業記念品については、従業員と同様に扱うことが相当」としています。

しかし、高額な記念品を交付した場合は注意が必要です。不相当に高額な部分については給与とみなされ、源泉所得税が追徴されることがあります。当然、役員に交付した記念品も高額なものならば、その高額とみなされた部分について源泉所得税が課せられるだけでなく、役員賞与と認定され法人税の計算上損金不算入となります。

新会社法改正によるチェックポイント

新会社法の施行日がいよいよ5月1日に迫ってきています。新会社法は昨年6月29日に成立し、7月26日に公布されていたものです。今回の改正については、大企業においても、中小企業においても改正点は盛りたくさんあり、さまざまなチェックが不可欠なものとなっています。大企業(特に上場企業)においては、ライブドアのニッポン放送買収問題を機に企業買収対策への議論が高まり、その対策なども盛り込まれています。



また、中小企業においては、有限会社法の廃止や会社自治が大幅に自由化(NO.2、3、4にて紹介)されることで、各種機関の設計などについても再検討が不可欠となっています。その他、施行日がほぼ決まったことで注意しなければならないのは、最低資本金規制の特例を受けて設立された「確認会社」の扱い。会社法では最低資本金規制自体が廃止されます。それに伴い、確認会社に求められていた「5年以内に規定の最低資本金に増資する又は組織変更する義務」は当然なくなります。

これらの内容について、主なチェックポイントを下記にまとめてありますのでご確認されてみてはいかがでしょうか？

【個人事業主、これから起業する人のチェックポイント】

項目	新会社法での改正内容	チェックポイント
法人化	株式会社の設立が超簡単に！	体外的な信用を考慮し、株式会社化も視野
資本金	最低資本金規制が撤廃され、1円でもOK	1円なら、実質的な負担は設立費用だけ。ただ小さければよいというものではないので注意！
役員の数	取締役1人だけでも可能 監査役も不要にすることが可能	1人でつくれる、個人事業と同じ、新たな負担はない
商号	類似商号規制がなくなり、好きな商号が使える	自分の名前をそのまま会社名にもできる
会社等の種類	LLC(合同会社) LLP(有限責任事業組合)が登場	株式会社より運営しやすい、LLC、LLPという手もあることを考慮

【有限会社のチェックポイント】

株式会社化	有限会社はすべて株式会社になる。 但し、「株式会社」と商号を変更するかどうかは任意	<ul style="list-style-type: none"> ・外見的なイメージと移行に伴う負担増加の検討が不可欠 ・変更登記費用、名刺・封筒など商号変更による諸費用負担の増加 ・有限会社ではなかった「役員任期」や「決算公告」が必要
-------	--	---

【株式会社のチェックポイント】

役員の数	取締役1人だけでも可能、監査役廃止も可能	名前だけの役員はこの際整理しよう
取締役会	不要にできる	親会社の支配下にある子会社なら、取締役会の廃止を検討しよう
会計参与	公認会計士、税理士のみが就任することが可能な新しい役員制度	決算書作成の責任など会社にとって力強い助っ人。融資の条件が有利になるケースもあるのがポイント
役員の実任	取締役の実任が無過失責任から、原則過失責任へと変更	これを機会に取締役の実任を確認しましょう
役員の実任	最長10年にできる	役員ごとに実任を変えられるので工夫したい

監査役の役割	業務監査にまで権限が拡大	これを機会に監査役権限、責任を確認しましょう
中小企業 会計指針	中小企業向けの会計指針が公表	会計参与とセットで検討 ただし、内容的にはかなり厳しいので、厳格な経理 処理が求められます
配当政策	期中に自由にできる	配当政策の再検討(中小企業ではあまり関係ない)
役員賞与	利益処分がなくなり、役員賞与は単独の 総会議案に変更	これを機会に役員賞与制度の見直しが必要か、 業績連動報酬などにも注目です！
企業買収対策	合併対価の柔軟化、すなわち親会社株式を 使って合併がしやすくなる	優秀な中小企業は、買収の対象になるので 気をつけましょう
取締役の解任	取締役の解任が特別決議(2/3以上の賛成) から普通決議(1/2超の賛成へ)	買収に備えて取締役の解任要件を、 現行の2/3以上の賛成のままにしておくかどうか
相続対策/ 株式相続の制限	定款により相続時の株式の移転に制限を 付けることが可能	将来の相続対策をどのようにするのか、 今のうちからよく検討が必要

参考資料「週刊ダイヤモンド 2006.3.25」(株)ダイヤモンド社発行

なお、当事務所では、下記の通り、中小企業に関係のある項目を中心ご紹介するセミナーも予定しておりますので、ご都合がよろしければご参加ください。

～ 中小企業のための商法改正セミナー ～

日時 5月25日(木) 18:30～20:30
講師 浅岡会計事務所 浅岡 和彦
場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室
会費 2,000円
定員 10名 人数限定のためお早めにお申し込みください。
申込 5月19日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。
 e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-683-0134

・大幅に改正となった会社法
について、中小企業に関連
するものを中心に解説します



今月の名言録

「手を合わす」 松下幸之助

うどんの値段は同じであっても、客を大事にしてくれる店、まごころこもった親切な店には、人は自然に寄りついてゆく。その反対に、客をぞんざいにし、礼儀もなければ作法もない、そんな店には、人の足は自然と遠ざかる。

客が食べ終わって出て行く後ろ姿に、しんそこ、ありがたく手を合わせて拝むような気持ち、そんな心持ちのうどん屋さんには、必ず成功するのである。

こんな心がけに徹したならば、もちろん、うどんの味もよくなってくる。一人ひとりに親切で、一ぱい一ぱいに慎重で、湯かげん、ダシかげんにも、親身のくふうがはられる。

そのうえ、客を待たせない。たとえ親切で、うまくても、しびれが切れるほど待たされたら、今日の時代では、客の好意もつかない。客の後ろ姿に手を合わす心がけには、早く早くという客の気持ちがつたわってくるはずである。

親切で、うまくて、早くて、そして客の後ろ姿に手を合わす -この心がけの大切さは、何もうどん屋さんだけに限らないであろう。おたがいによく考えたい。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP研究所刊)

国民年金と個人年金の違い

国民年金と個人年金は同じ年金といっても内容が全然違うことはご存知でしょうか。

国民年金は、負担の増加、給付の削減がこれだけ進行し、さらに今後も負担の増加は避けられない状況ともなってくると、私たちの老後の資金を国の年金だけに頼るといことは大変危険なものになります。

年金改正の度に条件が悪くなっていきますので、自分が年金を受け取る段階では、今よりも給付水準が大幅に減らされているということも、考慮にいれなければなりません。

単純に今の給付水準が、いくらくらいだから、大丈夫だろうなどと高をくくっていると痛いしっぺ返しを食らう可能性は十分あります。

そこで考えるのが個人年金です。「国民年金は信用できない」ということで、個人年金に加入して老後資金の備えとする人がいます。国民年金の保険料を納めた上でならまだいいですが、国民年金を滞納して個人年金に加入するということは、正直賢い選択とは言えないと思います。

この超低金利時代に個人年金に加入してもうまみがないというのは、もちろんですが、法改正の度に魅力が薄れていく国民年金の方が、個人年金と比べた場合に比較して、相当魅力があるからです。

個人年金に加入するくらいなら、まずは国の制度を利用した方がよっぽど賢い選択と言えます。

個人年金は、大抵5年ないし10年の有期年金ですが、国民年金は死ぬまでもらえる終身年金です。また、不慮の事故、病気などで自らが障害状態に陥ってしまった時の障害年金、亡くなってしまった時の遺族への年金など、老後の年金としてだけでなく、障害・死亡時の保障といった面も考慮に入ると、民間の個人年金よりも、優れているということが分かります。

個人年金を考える前に国民年金をちゃんと払うべきと言えるかも知れません。また、国民年金の他に老後の年金を上乗せしたいなら国民年金基金を先に検討した方が賢い選択だと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。

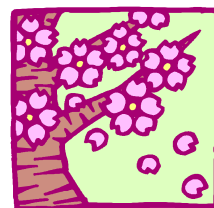
国民年金と個人年金の比較		
国民年金	VS	個人年金(生命保険)
国	運営	私的企業
国の運営	安定性	私的企業なので業績による
生涯受給できる 遺族・障害に対する年金もセット	給付	有期年金が中心
国庫負担金(基礎年金の3分の1) その他を保険料とその運用収入	年金の財源	本人の支払った保険料とその運用収入
「物価スライド」で物価変動に応じて上昇	年金額	物価が上昇しても契約した時の金額のまま
保険料は全額税控除の対象 受給年金は公的年金控除対象	税控除	掛金は生命保険控除の対象(最高5万円) 受給年金は課税

定年制度改正のお知らせ

高齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせて、65歳までの定年の引き上げ又は継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に義務付けられました。

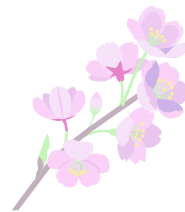
義務付けられた制度は次のとおりです。(平成25年までは経過措置あり)

- [1] 定年の引上げ ・現在定めている定年年齢をそのまま引上げること。
労働条件 そのまま60歳以降も適用。
賃金制度・退職金制度・その他すべての制度を60歳以降も適用することとなる
- [2] 継続雇用制度の導入 ・再雇用制度と、勤務延長制度の2種類
再雇用制度 定年年齢で一旦退職 その後新たに雇用契約(60歳前とは違う労働条件)
勤務延長制度 今までの雇用契約を終了させることなく雇用を継続、[1]定年の引き上げと似ているが一旦定年で区切りを付ける点が違う。
- [3] 定年の定め廃止 ・現在定めている定年自体を廃止する制度
・労働契約の期限がまったくなくなり、年齢を理由として、解雇はできない。



労働保険の年度更新

4月1日より労働保険の年度更新手続きが始まります。
そこで、今回は、労働保険のしくみと年度更新の仕方についてご案内します。



1. 労働保険の基礎知識

労働保険とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。

保険給付は、それぞれの保険制度で別個に行なわれますが、保険料の徴収にあたっては、両保険は原則として一体のものとして取り扱われます。

労災保険とは・・・労働者が業務上の事由又は通勤の際に負傷、疾病、死亡した場合に、被災労働者や遺族に対して必要な給付を行うもので、雇用形態(社員、アルバイト、パート)や名称にかかわらず、労働の対価として賃金を受ける者すべてが対象となります。

雇用保険とは・・・労働者が失業した場合に必要な失業給付を行ないます。その他にも労働者の求職活動を援助したり雇用機会を増やしたり、能力の開発を支援し労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。適用事業に雇用される労働者は、原則として雇用保険の被保険者となります。

2. 労働保険料の年度更新

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっています。その額は、全労働者(雇用保険に該当しない者は除く)に支払われる賃金の総額にその事業ごとに定められた保険料率を乗じて算出します。

労働保険の保険料は年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになります。従って、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料を申告・納付することとなります。これを年度更新といいます。

つまり、保険料は前払いですので、毎年5月20日までにその年度中の人件費の予測をドンブリ勘定で申告し、保険料(概算保険料)を払います。そして、翌年度に実際の人件費がいくらだったかを申告し、保険料(確定保険料)を決めてもらい、差額を払うかもらうかします(同時に、次の年度の概算保険料を前払いします)。

この計算時に必要な賃金総額とは、事業主がその事業の使用に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかなを問わず労働の対象として支払う全てのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいい、残業代や通勤交通費なども含みます。

また、保険料算定期間中(4月1日～翌年3月31日)に支払が確定した賃金は、期間中に支払われなくても参入されます。

この年度更新をサボったり申告額が怪しかったりすると、政府が勝手に保険料を決めつけて、振込み用紙を送りつけて来ます。多めに払う事になりますから、期日までに正しく申告しなければなりません。

なお、平成18年より労災保険料率が一部法改正されていますのでご注意ください。

建設業の事業では一部取扱いが違います。



3. 年度更新業務代行について

当事務所では、この年度更新業務の手続代行を行っています。面倒な年度更新手続きも、当事務所に是非おまかせください。

なお、年度更新業務代行手数料につきましては、基本的には右表のとおりですが、給料総額などにより変動するケースがありますので、お気軽にご相談ください。

労働者数	代行手数料
1～9人	10,500円
10～19人	15,750円
20～29人	21,000円
30人以上	別途協議します

労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできません。一括有期事業等の場合は、上記表を適用しませんので、お問い合わせください。

「公示地価」3大都市圏、商業地が15年ぶりに上昇

2006年公示地価の変動率(カッコ内は前年)

国土交通省が23日発表した2006年1月1日時点の公示地価は、東京、大阪、名古屋の3大都市圏の商業地が15年ぶりに上昇に転じました。

東京都は住宅地も含めた全用途でも15年ぶりに1.4%上昇しました。堅調なオフィス需要や住民の都心回帰を背景に、大都市圏を中心に地価の下げ止まり感が鮮明になったほか、ほとんどの都道府県で下げ幅が縮小しました。

ただ、全国平均は住宅地、商業地ともにマイナス2.7%と15年連続で下落しました。1991年のピーク時と比較すると住宅地は約47%下落し、バブル前の86年の水準。商業地は約70%下落し、比較可能な74年以降の統計で最低の水準となっています。

	住宅地	商業地	全用途
全国平均	2.7 (4.6)	2.7 (5.6)	2.8 (5.0)
三大都市圏	1.2 (3.7)	1.0 (3.2)	0.9 (3.9)
・東京圏	0.9 (3.2)	1.0 (2.5)	0.7 (3.2)
東京都	0.8 (1.7)	2.9 (0.9)	1.4 (1.5)
・大阪圏	1.6 (5.2)	0.8 (5.0)	1.4 (5.4)
・名古屋圏	1.3 (3.3)	0.9 (3.3)	1.0 (3.5)
地方圏	4.2 (5.4)	5.5 (7.5)	4.6 (6.0)

名駅地区高騰、周辺への波及

愛知、岐阜、三重の中部三県では、愛知県の商業地が15年ぶりに上昇に転じました。岐阜県や三重県でも住宅地、商業地の下落率がともに縮小しました。ただ、同じ愛知県でも名古屋市は住宅地、商業地ともに上昇する一方、東三河尾張、知多などの地域では下落が続いています。

全国的に商業機能が集積した地域の上昇が目立ち、その中で上昇率が38%と最も高いのはJR名古屋駅前の「名古屋近鉄ビル」で、さらに上位10地点のうち、名古屋市中心部が8地点を占めています。名古屋駅前では来年にかけて、トヨタ自動車などが建設中の「ミッドランドスクエア」、「名古屋ルーセントタワー」など大型ビルが相次いで完成予定となっています。業績好調な「トヨタ効果」による地価上昇は、周辺都市にも及んでおり、関連企業が集積する豊田、刈谷、安城の三市で住宅地が上昇に転じました。

トヨタ本社のある豊田市はプラス0.3%、個別地点では平芝町6丁目(上昇率2.6%)や御幸本町(同2.0%)、梅坪町1丁目(同1.9%)などトヨタ本社や工場に通勤しやすい地域の上昇率が高くなっています。

アイシン精機やデンソー、豊田自動織機などトヨタ関連企業が立地する刈谷市でもプラス0.3%、個別地点では、東刈谷町2丁目(上昇率2.4%)や神明町(同1.6%)など、やはり勤務先への交通利便性に優れた地域の上昇率が高くなっています。比較的若い一次取得世代が、賃金面での不安が少ない上、地価の底打ちを見越し持ち家取得に動いているため、住宅用地の不足が地価上昇を押し上げていると思われる。

「バブル再来はない」事業性重視の価格形成へ

大都市圏の一部で地価が底打ち、上昇に転じていることから、「資産バブル」を警告する論評が目立ち始めています。確かに、日銀が市場に大量の資金を供給する量的緩和政策の下で、不動産市場にも国内外の投資資金が流入し、REITや私募ファンドによるマンション・商業施設の開発動向が旺盛なことが地価上昇を招いていることも事実でしょう。

不動産は本来、本当に必要な(もしくは必要とされるもの)物件を安く買ってこそ価値が生じます。それが、バブル期には必要性のない土地までもが、値上がり期待だけで大量に売買され、企業も保有さえすれば担保価値が上昇するという狙いから、本業である事業と不動産投資との明確な区分を失いました。

しかし、今日では企業や自治体も遊休土地の処分を継続しているし、買い手側も少子高齢化・所得の頭打ちなど社会構造の変化によって、日本全国の地価がこぞって上昇するという事は望むべくもなく、収益性や利便性の劣る地方都市の地価は今なお下落を続け、底値の見えない状況です。

地方都市の郊外を中心に新店してきた家電量販店最大手のヤマダ電機は今年、大阪・難波に大型店を開店しました。さらに、08年に出店予定地である東京・渋谷のファッションビル「SHIBUYA109」の隣地には、路線価の2倍以上とされる百数十億円が投じられるそうです。このように不動産会社でも投資ファンドでもない一般企業による都心一等地の土地取得が最近増加しており、この不動産投資は「値上がり益」ではなく「収益(利回り収入)」を目的とするものです。

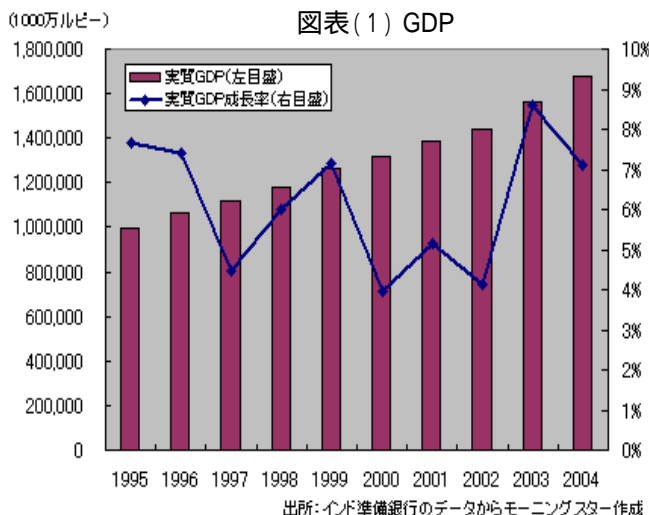
収益性や利便性に応じて地価が決まるという市場原理が機能する冷徹な時代に入り、その地域の経済力や人口、土地への新規ニーズを引き寄せる魅力の有無が、地価に直結するといえるのかもしれませんが。

投資信託最新情報 ~注目が集まる「インド株投信」

投資信託協会が13日に発表した2月の投資信託概況によると、株式や外債などを組み入れて設計する株式投信の純資産残高は、前月より3839億円多い42兆7953億円となり、90年2月(44兆4752億円)以来の高水準となりました。また2005年1年間の増加額は04年比2倍強の13兆2000億円となり、過去最高だった87年11兆5000億円を上回りました。

世界的な株高などを背景にした良好な運用成果から新規設定が高い伸びを示していますが、中でも高い経済成長を背景に、インド株投信に注目が集まっています。

インドの2005年度(04年4月 - 5月)の国内総生産(GDP)成長率(インド中央統計局調べ)は、7.5%上昇と高い伸びを示し、06年度の見通しについても8.1%上昇と力強い経済成長が続くことが予想されています(図表(1))。インドでは、教育水準の高い労働者が豊富であることから、ソフトウェア産業や製薬産業が発展していることは有名ですが、近年では、賃金上昇と人口増加による中間所得者層の拡大により、消費関連の産業も拡大傾向にあります。また、政府部門のインフラへの投資増加が見込まれことや、企業が設備投資を増加させていることから、今後も力強い経済成長の続くことが予想されています。



好調なインド投信の運用パフォーマンス

好調なインド株式市場を背景に、日本でもインド株投信の設定が相次いでおり、2004年9月にはじめてのインド株ファンド「[PCAインド株式オープン](#)」が設定されて以来、現在8本の追加型ファンドが設定されています(図表(2))。好パフォーマンスを記録していることから資金の流入も続いており、純資産額の合計額は、06年1月末時点で4698億円となっています。05年1月末時点が406億円(設定は4本)でしたので、1年間で約10倍と大幅に上昇しました。

個別のファンドを見ると、「[メリルリンチ・インド株ファンド](#)」は、ムンバイに拠点を持つDSPメリルリンチ・ファンド・マネジャーズにより、現地に根付いた入念な企業調査に基づいた運用が行われています。

「[HSBCインドオープン](#)」は、現在世界最大規模のインド株運用会社であるHSBC投信により運用されており、情報収集や分析などの面で強みがあると考えられます。「[野村インド株投資](#)」は、一時、新規募集を停止していましたが、2月6日より募集を再開しました。募集開始の頃より大変人気のあるファンドでしたので資金の流入が予想されます。

図表(2) 主なインド株投信一覧

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (3/28)	騰落率(%)			純資産 残高
				1カ月	6カ月	1年	
PCAインド株式 オープン	PCA	2004年 9.30	16318円	2.4 設定来	28.4	55.3	102億円
野村インド株 投資	野村アセット マネジメント	2005年 6.22	15610円	1.2	34.1	-	164億円
HSBCインド オープン	HSBC	2004年 11.30	20029円	2.0	32.5	61.7	119億円
メリルリンチ・ インド株ファンド	メリルリンチ	2005年 12.13	12085円	2.5	-	-	136億円
ドイチェ・インド 株式ファンド	三菱UFJ	2004年 12.20	14808円	5.1	19.9	45.5	20億円
CAリそなインド ファンド	アグリコル	2006年 1.31	10395円	1.7 設定来	-	-	42億円

ご注意ください！ 4月12日(水) 事務所が移転します！！

重要な
お知らせ

このたび、下記に事務所を移転させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。
なお、当日はお電話がつながりにくい状況になり、ご迷惑をお掛けすることになるかもしれません。
よろしくお願い致します。なお、お近くにお出向きの折は是非お立寄り下さい。

旧事務所

名古屋市中区正木四丁目8番12号
ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134、0578

FAX:052-683-0157

新事務所

名古屋市中区金山一丁目4番4号
第9タツミビル9階

TEL:052-331-0135 (浅岡会計)

052-331-0145 (SFC)

FAX:052-331-0167

電話番号も変更
になっています！



< 自動車 >



大津通り沿い
市民会館北交差点横すぐ
('にぎりたて' 金山店の隣のビル)

駐車場は下記が便利です
古沢公園駐車場
ビル向かい側のコインパーク

< 電車 >



金山総合駅から徒歩5分
地下鉄でお越しの場合には、
市民会館出口から徒歩1分です

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

